



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当

TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2023/01/16  
SDS整理番号 16041150

製品等のコード : 1604-1150、1604-1170、1604-1180

製品等の名称 : 流動パラフィン

推奨用途 : 試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
化粧品・トイレタリー製品・医薬品原料、リチウムイオン電池膜の生産、  
発泡スチロール・食品容器などの樹脂添加剤 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



Cx — Hy

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性  
引火性液体 : 区分に該当しない  
自然発火性液体 : 区分に該当しない

健康に対する有害性  
急性毒性(吸入:ミスト) : 区分4  
皮膚刺激性/刺激性 : 区分に該当しない [区分3(国連GHS分類)]  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2B  
生殖細胞変異原性 : 区分2  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分2(肺)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(肺、皮膚)  
誤えん有害性 : 区分1

注意喚起語：危険

危険有害性情報  
吸入すると有害(ミスト)  
軽度の皮膚刺激  
眼刺激  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
肺の障害のおそれ  
長期又は反復暴露による肺、皮膚の障害  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

## 注意書き

【安全対策】  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
ミスト、蒸気、粉じんなどを吸入しないこと。  
取扱い後は、よく手を洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具を着用する。

## 【救急措置】

飲み込んだ場合：無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

## 【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し施錠して保管すること。

## 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：	化学物質
化学名	：	流動パラフィン (別名) パラフィンオイル、ヌジョール、ミネラルオイル、 ミネラルスピリット、ミネラルターベン、 ホワイトスピリット、ホワイト油、白色鉱油、 石油スピリット、ミネラルシンナー、 ペトロリウムスピリット、水パラフィン、 ミネラルオイルホワイト (英名) Liquid paraffin、Paraffin liquid、Nujol、 Mineral oil、Paraffin oil
成分および含量	：	炭化水素、 約100%
化学式及び構造式	：	C <sub>x</sub> H <sub>y</sub> (x：15～20程度)、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	：	不定
官報公示整理番号(化審法)	：	(9)-1692、(2)-10
CAS No.	：	8012-95-1 (8042-47-5)
EC No.	：	232-384-2 (232-455-8)
危険有害性成分	：	流動パラフィン

## 4. 応急措置

吸入した場合	：	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。
皮膚に付着した場合	：	皮膚を大量の水と石鹸で洗う。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。 皮膚刺激が生じた時は、医師の診察、手当を受ける。
目に入った場合	：	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。 その後も洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	：	眼刺激が持続する時は、医師の診察、手当を受ける。 無理に吐かせない。直ちに医師に連絡する。 口をすすぐ、大量の水を飲む。 意識がない時は、何も与えない。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受ける。

予想される急性症状及び遅発性症状：情報なし

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤	：	この製品は可燃性である。 二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂
使ってはならない消火剤	：	棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
特有の危険有害性	：	火災によって毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	：	風上から消火活動をする。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 容器内に水を入れてはいけない。 環境に影響を及ぼさないよう、できるだけ流出を防止する。
消火を行う者の保護	：	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- ： 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
  - ： 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
  - ： 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。
  - ： 風上から作業し、粉じん、蒸気、ヒュームなどを吸入しない。
  - ： ミスト、蒸気が飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
  - ： 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項
- ： 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
  - ： 油又は有害液体物質による海洋の汚染の防止のため、海上で薬剤を使用する場合は、国土交通省令・環境省令の規定に適合すること。
  - ： 環境への排出を避けること。
- 回収、中和
- ： 漏出物をウエス、雑巾、紙、砂などに吸収させ、密閉できる空容器に回収し後で廃棄処分する。
  - ： 後処理として、漏洩場所は滑りやすいので、洗浄剤で洗い、大量の水で洗い流す。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材
- ： 危険でなければ漏れを止める。
- 二次災害の防止策
- ： 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
  - ： 周辺の発火源を速やかに取除く。
  - ： 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
  - ： 滑りを防止するため、こまめに処理する。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い
- 技術的対策
- ： 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
  - ： ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
- 局所排気・全体換気  
安全取扱い注意事項
- ： 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
  - ： 裸火禁止、火気厳禁。
  - ： 酸化剤との接触禁止。
  - ： すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
  - ： 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
  - ： 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
  - ： 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
  - ： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
  - ： 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避
- ： 湿気、水、高温体との接触を避ける。
- 保管
- 技術的対策
- ： 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。
  - ： 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
  - ： 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とする。
  - ： 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
  - ： 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- 保管条件
- ： 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。-禁煙。
  - ： 必要に応じて施錠して保管する。
  - ： 貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
  - ： 直射日光や高温多湿を避けて保管する。
  - ： 容器を密閉して保管する。
  - ： 使用後は、容器を密栓する。
  - ： 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質
- ： 強酸化剤
- 容器包装材料
- ： ガラスなど

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度
- ： 設定されていない。
- 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
- ： 日本産衛学会
  - ： 設定されていない。
  - ： ACGIH
  - ： 設定されていない。
- 設備対策
- ： この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
  - ： 取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具
- ： 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスクなど）を着用する。

手の保護具	： 保護手袋（塩化ビニル製など）を着用する。
眼の保護具	： 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具	： 長袖作業衣を着用する。 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
衛生対策	： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。 取扱い後はよく手を洗う。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	： 油状の液体。蛍光を發しない。
性状	： 無色透明
色	： 無臭
臭い	： 無臭
pH	： 中性（水分散液）
融点	： -10 以下
凝固点	： データなし
沸点	： 300 以上
引火点	： 238
可燃性	： 可燃性
爆発範囲	： データなし
蒸気圧	： データなし
相対ガス密度（空気 = 1）	： データなし
密度又は相対密度	： 0.86 ~ 0.89 g/cm <sup>3</sup> (20 )
比重	： データなし
溶解度	： 水にほとんど溶けない（ほとんど混和しない）。 エタノールにきわめて溶けにくい（極めて混和しにくい）。 ジエチルエーテルに溶けやすい（混和しやすい）。 クロロホルム、二硫化炭素、テレピン油等に溶ける（混和する）。
オクタノール/水分係数	： データなし
発火点	： >260
分解温度	： データなし
粘度	： データなし
動粘度	： 75.8cSt (37.8 )
粒子特性	： データなし
GHS分類	
引火性液体	： 引火点238 は、>93 であることから、区分に該当しないとした。
自然発火性液体	： 発火点260 超であり、常温では発火しないと推定できるため、区分に該当しないとした。

## 10. 安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）	： 通常の取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	： 強酸化剤と混触すると激しく反応することがある。
避けるべき条件	： 日光、高熱、裸火、静電気、スパーク
混触危険物質	： 強酸化剤
危険有害な分解生成物	： 火災等で熱分解すると、一酸化炭素、二酸化炭素ガスを発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	： 経口 LD50 > 5000 mg/kg (IUCLID (2000)) 区分に該当しない。 経皮 LD50 > 5000 mg/kg (IUCLID (2000)) 区分に該当しない。 吸入（蒸気） 分類できない。 吸入（ミスト）ラット LC50 = 2.18 mg/L (IUCLID (2000)) 吸入すると有害（ミスト）（区分4）
皮膚刺激性/刺激性	： ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告（IUCLID (2000)）に基づき、区分3とした（国連GHS分類）。 ただし、分類JISでは区分に該当しないである。 軽度の皮膚刺激（区分3）
眼に対する重篤な損傷/刺激性	： 刺激性：ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告（IUCLID (2000)）があることから、区分2Bとした。 眼刺激（区分2B）
呼吸器感受性	： 分類できない。
皮膚感受性	： 区分に該当しない。 モルモットを用いたOECD Guideline 406に準拠した複数の試験（maximization testを含む）において、いずれも感受性なしとの結果

生殖細胞変異原性	： 得られている（IUCLID（2000））ので、区分に該当しないとした。 ： ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞in vivo変異原性試験）における異常細胞の増加（IUCLID（2000））に加え、職業曝露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された（IARC suppl.7(1987)）こと、および生殖細胞in vivo遺伝毒性試験の情報がないことに基づき、区分2とした。
発がん性	： 区分に該当しない。 ： IARC（1987年）ではグループ3に分類されている。
生殖毒性 特定標的臓器毒性 （単回ばく露）	： 分類できない。 ： ラットに吸入曝露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化（詳細不明）が用量依存的（1.51～5.05 mg/L）に見られたとの記述（IUCLID（2000））に基づき、区分2（肺）とした。
特定標的臓器毒性 （反復ばく露）	： 長年にわたり鉱油、あるいはそのミストの曝露を受けたヒトで肺線維症、脂肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され（ACGIH（2001）、IARC 33（1984）、EHC 20(1982)）、また、疫学調査において切削油への職業曝露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている（IARC 33(1984)）ことに基づき、区分1（肺、皮膚）とした。
誤えん有害性	： 長期又は反復ばく露による肺、皮膚の障害（区分1） ： ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告（EHC 20(1982)、IARC 33(1984)、ICSC（2001）、ACGIH（2001））に基づき、区分1とした。 ： 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ（区分1）

## 12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	： 分類できない。
水生環境有害性 長期(慢性)	： 分類できない。
残留性・分解性	： データなし
生物蓄積性	： データなし
土壤中の移動性	： データなし
オゾン層への有害性	： 本品はモンリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	： 都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。 ： 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 ： 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 ： （参考）燃焼法 ： 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に混合または吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。
汚染容器及び包装	： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。 ： 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

国内規制（適用法令）	
陸上規制	： 消防法、道路法等の規定に従う。
海上規制	： 特段の規制なし
航空規制	： 特段の規制なし
国連番号	： 非該当
国連分類	： 非該当
品名	： 非該当
海洋汚染物質	： 非該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類	： 非該当
特別の安全対策	： 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないよ



うに積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
消防法	: 危険物第4類引火性液体 第四石油類 非水溶性 指定数量6000L、危険等級
化学物質排出管理促進法(PRTR法)	: 非該当〔2023年(R5年)4月1日施行にも非該当〕
船舶安全法	: 非該当
航空法	: 非該当
水質汚濁防止法	: 生活環境項目(施行令第三条第一項) 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L以下(日間平均120mg/L以下) 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量」 〔排水基準〕5mg/L以下 (注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
輸出貿易管理令	: キャッチオール規制(別表第1の16項) 第27類 鉱物油 HSコード: 2710.19 ・輸出統計番号(2023年1月版): 2710.19-590 「石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 - 石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。) - その他のもの: 潤滑油: その他のもの」 ・輸入統計番号(2023年1月1日版): 2710.19-193 「石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 - 石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。): その他のもの - 1 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。): (4)潤滑油(流動パラフィンを含む。): A 温度15度における比重が0.8494を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)及び温度15度における比重が0.8494以下のもの - その他のもの: 流動パラフィン」

## 16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

参考文献	:	化学工業日報社
化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ		化学工業日報社(2007)
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ		中央労働災害防止協会編
化学物質の危険・有害便覧		共同出版
化学大辞典		化学工業日報社
安衛法化学物質		医歯薬出版
産業中毒便覧(増補版)		オーム社
化学物質安全性データブック		三共出版
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)		労働省安全衛生部監修
化学物質の危険・有害性便覧		

Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM  
GHS分類結果データベース nite (独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP  
GHSモデルMSDS情報 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

---

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。